

平成 28 年度 社会福祉法人共働福祉会  
法人事業計画

○現在、社会福祉法人を取り巻く環境は大きな変革期の真っ只中にある。経営組織面、事業運営面そして財務規律強化を中心に、社会福祉法の一部改正が次々と進んでいく最中で、私たちは今後の変化に適切にかつ柔軟に対応しつつ事業経営を安定的に続けていかなければならない。そして平成 29 年度から始まる経営組織面の再編に対する準備をすすめていくことが求められている。

障害福祉サービス事業においては営利法人の益々の参入により新しい風が吹いていることは周知の事実である。イコールフッティング論が叫ばれ、それに伴う制度改正が検討される中、地域貢献をはじめとして社会福祉法人として何ができるのかを常に考え実行していく必要がある。

今年度は障害者に対する虐待や不正な請求などが後を絶たず、不信感の漂う福祉サービス事業ではあったが、私たちは共働福祉会として個々の職員が志を高くもち、そして学びを積み重ねることによって、自信をもって障害福祉サービス事業における役割を果たすことが使命とされる。

○平成 28 年 4 月 1 日より施行される「障害者差別解消法」は、障害の有無に関係なく共に生きる社会づくりを目指すためのものであり、障害をもたれた方がより安全に安心して暮らしができるようにつくられた法律である。福祉の専門知識及び技術をもって福祉サービスを提供する私たち事業者は、日頃から、障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深めるとともに、より高い意識と行動規範をもって障害を理由とする差別を解消するための取組を進めていくことが求められている。これらの期待に応えるべく、相談支援の充実を中心とした支援体制の強化を図っていく。

○平成 28 年度は、久松共働センターは創立 10 周年、また福山共働センターは小規模作業所の設立から数えて 25 周年となる記念すべき年である。周年行事として式典に加えて、当法人の利用者、家族、関係者にご参加いただき、私たちにとってこれからの「元気の源」となるような内容で障害当事者の講演を予定している。その後、祝賀会を開催してあらためて今まで歩んできた道のりを振り返り、そして今後の発展につながるような会になるように計画をすすめていく。

○職員体制においては、平成 27 年度末までに各事業とも今後必要とされる人員の確保を十分に行うことができている。これによって平成 28 年度は今まで以上に生活面・発達支援面の充実、就労の場の提供、就職に向けた取り組みなど事業の運営目的、個々の利用者のニーズに沿った支援を行うことができると考える。その中においても支援の基本とされる「個人の尊厳の遵守」、「意思決定支援」を常に心がけ、職員同士が支援に対する確認をし合いながら、利用者の思いの実現に向けた取り組みを進めていくようにする。

○この先5年の中期計画として、久松共働センターは、平成30年度に隣接地の入手、そしてその4年後を目標にグループホームを筆頭に新たな放課後等デイサービス、就労継続支援B型、生活介護（重度者対応）、地域開放型の会議室を設けた複合施設の開設を予定している。また福山共働センターにおいては、平成29年度に隣接地の購入、そして31年度を目標に新しく放課後等デイサービス事業の開設を挙げている。これからの5年の中で、福祉サービスの多様なニーズに法人として十分対応できる体力を身につけ、ハード面、ソフト面共に充実した事業所が継続的に運営できるように努めていく。

本年度も役職員一体となり事業計画の実現に向けて邁進してまいります。

## 1. 法人が行う事業

### (1) 事業種別

(ア) 第2種社会福祉事業

### (2) 種類及び名称

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす
- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

### (3) 管理者

戸田 榮次 以下5事業所管轄

- (ア) 久松共働センター 就労継続支援 B 型
- (イ) 久松共働センター 生活介護
- (ウ) 久松共働センター 特定相談支援事業
- (エ) 久松共働センター 障害児相談支援事業
- (オ) 放課後等デイサービス サニーふれいす

井原 俊博 以下3事業所管轄

- (カ) 福山共働センター 就労継続支援 B 型
- (キ) 福山共働センター 生活介護
- (ク) 福山共働センター 就労移行支援

### (4) 所在地

福山市久松台3丁目1番39号

## 2. 役員の状況

理事長	江草 要
理事	江草 要
	戸田 榮次
	中澤 則之
	瀧口 清美
	小迫 紀澄
	戸田 清二

評議員	江草	要
	戸田	榮次
	中澤	則之
	瀧口	清美
	小迫	紀澄
	戸田	清二
	野村	守
	広川	昌彦
	三島	麗子
	高橋	宏治
	品川	裕見子
	丸尾	富美子
	占部	幸一
監事	江草	寛幸
	江草	克己

### 3. 行事等実施計画

平成 28 年	5 月	理事会・評議員会の開催
	10 月	理事会・評議員会の開催
	11 月	監事等研修会
	12 月	理事会・評議員会の開催 役員懇親会
平成 29 年	3 月	理事等研修会 理事会・評議員会の開催

# 平成 28 年度 社会福祉法人共働福祉会

## 久松共働センター事業計画

### 1. 所在地

広島県福山市久松台 3 丁目 1 番 39 号

### 2. 利用定員

#### ○障害福祉サービス事業

- ・生活介護 20 人
- ・就労継続支援 B 型 20 人

#### ○障害児通所支援事業

- ・放課後等デイサービス 10 人

#### ○福山市地域生活支援事業

- ・日中一時支援事業 10 人

### 3. 職員定数

#### ・生活介護

管理者	1 人 (兼務)	サービス管理責任者	1 人 (兼務)
看護師	1 人	生活支援員	15 人 (兼務 2 人)
調理員	1 人 (兼務)	医師	1 人 (嘱託)

#### ・就労継続支援 B 型

管理者	1 人 (兼務)	サービス管理責任者	1 人 (兼務)
生活支援員	1 人	職業指導員	3 人
目標工賃達成指導員	1 人	調理員	1 人 (兼務)
医師	1 人 (嘱託)		

#### ・放課後等デイサービス

管理者	1 人 (兼務)	児童発達支援管理責任者	1 人 (兼務)
指導員	8 人	医師	1 人 (嘱託)

#### ・日中一時支援

管理者	1 人 (兼務)	指導員	11 人 (兼務)
調理員	1 人 (兼務)		

※指導員は障害福祉サービス事業と兼務 開所日に 1～2 名ローテーション勤務  
(日中一時開所日は 障害福祉サービス事業は休業日)

#### ・特定相談支援事業 障害児相談支援事業

管理者	1 人 (兼務)	相談支援専門員	1 人 (専任)
		相談支援専門員	1 人 (兼務)

### 4. 事業開始予定年月日

事業開始 平成 28 年 4 月 1 日

事業完了 平成 29 年 3 月 31 日

## 5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練等を実施し、非常事態に備える。
3. 年2回健康診断を行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し  
支援する。

## 6. 利用者の処遇

### 1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービス、障害児通所支援を提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービス、障害児通所支援の提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、以下に定める内容、その他関係法令を遵守し事業を実施するものとする。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）  
（平成17年11月7日法律第123号）

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- ・障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）、

○児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

・児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）

- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）

### 2. 障害福祉のサービスの内容

#### (1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

④ その他利用者の支援に関すること

(2) 就労継続支援B型

- ① 事業所内外における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(3) 放課後等デイサービス

- ① 食事・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

(4) 日中一時支援

- ① 食事の提供・身辺介護・健康管理
- ② 利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するための必要な支援
- ③ 機能訓練及び社会適応訓練

(5) 特定相談支援事業 障害児相談支援事業

- ① 支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障害児支援利用計画案を作成
- 支給決定または変更後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成
- ② 支給決定後、厚生労働省で定める期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）
- サービス事業者等の連絡調整、支給決定または支給決定の変更に係る申請の推奨

(6) 作業内容

- ・生活介護  
生産活動
  - ①菓子箱折り ②キット（CDボックス等）の袋入れ ③無料地域情報誌の配布
  - ④枕へのクッション材入れ
- ・就労継続支援B型  
生産活動
  - ①大根（寒干大根等）の袋詰め ②染色Tシャツの製作・販売
  - ③営農活動 ④無料地域情報誌の配布 ⑤事業所内厨房における調理補助

7. 健康管理

年 2 回健康診断 (但し放課後等デイサービス利用者は除く)

## 8. 防災計画

年 2 回防災訓練 (放課後等デイサービス利用者は可能な際に参加する)

## 9. 日 課

○生活介護 就労継続支援

9 : 45	開所	
10 : 00~10 : 10	朝の会	
10 : 10~12 : 00	作業・活動	
12 : 00~13 : 00	休憩	
13 : 00~15 : 00	作業・活動	
15 : 00~15 : 15	休憩	
15 : 15~15 : 40	作業・活動	掃除
15 : 40~15 : 45	終わりの会	
15 : 45~	送迎車 乗車	
16 : 00~	帰宅	

○放課後等デイサービス (休業日)

9 : 45	開所
9 : 00~ 9 : 10	朝の会
9 : 10~12 : 00	活動
12 : 00~13 : 00	昼食・休憩
13 : 00~15 : 00	活動
15 : 00~15 : 15	休憩
15 : 15~15 : 50	活動・掃除
15 : 50~15 : 55	終わりの会
15 : 55~	送迎車 乗車
16 : 00~	帰宅

○放課後等デイサービス (放課後支援)

14 : 30~	迎え (各学校へ)
15 : 30~17 : 00	活動
17 : 00~	帰宅

## 10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり



# 平成28年度 社会福祉法人共働福祉会

## 福山共働センター事業計画

### 1. 所在地

広島県福山市御幸町上岩成731

### 2. 利用定員

生活介護	10人
就労継続支援B型	20人
就労移行支援事業	10人

### 3. 職員定数

生活介護			
管理者	1人(兼務)	サービス管理責任者	1人(兼務)
看護師	1人(兼務)	生活支援員	6人(内1名兼務)
医師	1人(嘱託)		

#### 就労継続支援B型

管理者	1人(兼務)	サービス管理責任者	1人(兼務)
生活支援員	1人	職業指導員	2人
目標工賃達成職員	1人	医師	1人(嘱託)

#### 就労移行支援

管理者	1人(兼務)	サービス管理責任者	1人(兼務)
就労支援員	1人	職業指導員	1人
生活支援員	1人	医師	1人(嘱託)

### 4. 事業開始予定年月日

事業開始	平成28年4月1日
事業完了	平成29年3月31日

### 5. 事業運営基本計画

1. 別紙年間活動計画書に基づき年間を通して目標を達成できるよう努める。
2. 防災避難訓練を年2回実施し、非常事態に備える。
3. 健康診断を年2回行い、健康管理を行う。
4. 職員研修をはじめ、各種研修会に参加し職員の質の向上に努める。
5. 各種苦情にも積極的に取り組み、利用者や家族に信頼される施設を目指す。
6. 住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、それぞれの能力に応じた支援計画を作成し支援する。

### 6. 利用者の処遇

## 1. 運営の方針

- (1) 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供するものとする。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (4) 前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」（平成17年11月7日法律第123号）、及び「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

## 2. 障害福祉のサービスの内容

### (1) 生活介護

- ① 食事・入浴・排泄等の介護、日常生活上の支援
- ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供
- ③ 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

### (2) 就労継続支援B型

- ① 事業所における就労の機会及び生産活動の機会の提供に関する支援
- ② 前項に基づき、知識、能力が高まった利用者に対する就労への移行に向けた支援
- ③ 社会的自立に向けて、地域生活を営むために必要な訓練・余暇活動の支援
- ④ その他利用者の支援に関すること

### (3) 就労移行支援

- ① 就労移行支援計画の作成
- ② 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の提供
- ③ 施設外就労、職場実習の実施
- ④ 公共職業安定所での求職登録及び求職活動の支援
- ⑤ 職場定着に向けた相談等の支援の継続
- ⑥ その他利用者の支援に関すること

## 3. 作業内容（生産活動）

### (1) 生活介護

- ① キットBOXの袋詰め
- ② 無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③ その他内職作業

### (2) 就労継続支援B型

- ① ラジコンヘリコプター用部品の袋詰め

- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③手芸用ビーズのケース詰め、シール張り
- ④段ボール製品の型枠取り・型枠穴あけ
- ⑤その他内職作業

(3) 就労移行支援

- ①軍手の検査・結束・機械仕上げ
- ②無料地域情報誌（プレスシード）の配布
- ③その他内職作業
- ④施設外就労・職場実習

7. 健康管理

年2回健康診断（6月、12月）

8. 防災計画

年2回防災訓練（3月、9月）

9. 日 課

9:45～	開所
9:45～10:00	朝の会
10:00～11:00	作業・活動
11:00～11:15	休憩
11:15～12:00	作業・活動
12:00～13:00	休憩
13:00～14:30	作業・活動
14:30～14:45	休憩
14:45～15:30	作業・活動
15:30～16:00	清掃・終わりの会
16:00～	帰宅

10. 資金計画

別紙収支予算書のとおり